

特定非営利活動法人農都会議 細則

第1章 総則

第1条 特定非営利活動法人農都会議（以下、「本法人」という。）は、定款第8条及び第56条の規定に基づき、本法人の運営に必要な基本的な諸規定を「細則」として、理事会において議決し、代表理事がこれを定める。

2 本法人は、「市民協働・地域協働」を基本理念として、活動を継続するためと、社会課題の解決を図るために事業として行うという意味の「事業型NPO」をめざしているが、その活動においては、本細則及び本細則に規定する諸規則をもって、定款を補足するものとし、本細則及び諸規則を適用・運用する場合においては、本法人の理念及び設立の趣旨・目的に沿って行うものとする。

第2章 入会金及び年会費

第2条 入会金は、当面は定めない。

第3条 年会費は、入会時に納入し、年度更新の際は、前年度会員への会員ニュース配信の有効期限となる4月末日までに納入することとする。

第4条 会員の種類、年会費、総会議決権及び資格要件は、次表の通り。年商については、直近3年間の平均年商額とし、事務局への決算書提出により確認する。

| 会員の種類 | | 年会費 | 総会議決権 | 資格要件 |
|-------|---------|--------------------------|--------|---------------------|
| 正会員 | 個人会員 | 1万円 | 一口1票あり | 本法人の趣旨・目的に賛同する個人 |
| | 法人・団体会員 | 一口5万円 (年商10億円以上は二口以上) | | 本法人の趣旨・目的に賛同する法人・団体 |
| 賛助会員 | 個人会員 | 5千円 | なし | 本法人の趣旨・目的に賛同する個人 |
| | 法人・団体会員 | 一口3万円 | | 本法人の趣旨・目的に賛同する法人・団体 |

2 総会で議決権を行使することができること以外に、正会員と賛助会員の違いはない。

3 会員資格の有効期間は、毎年4月1日～翌年3月31日とする。

4 会員に対しては別途定める会員特典があるが、法人・団体会員は、特典を受けられる人数を1団体当たり、5名以内とする。

第3章 役員及びアドバイザー等

第5条 役員は、理事で構成される。役員としては、代表理事、副代表理事、事務局長、監査役

の4役がある（以下、本法人4役という）。個人正会員又は法人・団体正会員となることを要件とする。

2 理事、特に本法人4役は、経営参加の権利があるとともに、本法人の経営責任、事業収入確保、会員及び人材の確保、各グループの監督などについて共同で義務を負う。

3 理事は、理事会での合意を経た寄付金などの負担を引き受けるものとする。

第6条 会計監査を行う監事は、必ずしも、本法人の会員であることを必要としない。

第7条 アドバイザー及び特別会員は、年会費を免除する。ただし、納入を妨げない。

2 アドバイザーは、理事会において、本法人の目的・事業等に即して相応しい方を選任する。定数は、概ね20名以内とする。

3 アドバイザーの任期は、選任された年度の翌々年度のアドバイザー等を選任する理事会までの概ね2年間とし、再任を妨げない。ただし、増員により就任したアドバイザーの任期は、現任者の任期の残存期間とする。

4 特別会員は、理事会において、本法人の目的・事業等に即して相応しい公共的団体、行政機関、研究機関、非営利活動団体等から選任する。任期は特に定めないが、解任は理事会において行う。

5 特別会員の中に含まれる学生会員は、修士程度の学識・経験を有する者とし、その他特別会員は、運営委員を補佐して当会の活動を行う者、又は役員から推薦された者を、理事会において選任する。

6 アドバイザー、及び特別会員は、代表理事から、理事会に報告され、理事会の承認を得る必要がある。

第4章 運営委員、運営委員会及び地域支部

第8条 本法人の各グループ（食・農・環境G、バイオマスWG、農都交流・地域支援G、バイオマスアカデミーなど）及び各地域支部は、本法人の業務を執行する代表理事及び理事会の監督の下、自主的に運営を行う。

第9条 各グループの運営を具体的に担うために、グループ内に運営委員を置く。

2 本法人の個人正会員又は、個人賛助会員、法人・団体正会員又は法人・団体賛助会員は、各グループの参加資格等の定めに従って、運営委員になることができる。

3 運営委員は、各グループ運営に参加する権利があるとともに、勉強会等行事の企画・実施・労務の提供の義務を負う。

4 運営委員は、グループ毎に、自主的に選任するが、理事会の承認を経なければならない。

5 運営委員は、特に不都合な場合を除き、氏名をホームページへ掲載する。

6 運営委員は、実効ある運営のための必要人数を揃える。定数は定めない。

7 運営委員の任期は、選任された年度の翌年度の最初の理事会までの概ね1年間とし、再任を妨げない。ただし、増員により選任された運営委員の任期は、現任者の任期の残存期間とする。

- 8 連携関係にある法人・団体会員の役員・スタッフ等を特別に運営委員とすることができる。
- 9 前項の規定に基づく運営委員は、法人・団体会員の場合は、1団体につき3名以内に限るものとする。

第10条 運営委員は、グループ毎に、運営委員会を構成し、各グループの運営を協議して行う。

2 各グループは、運営委員会のまとめ役として、グループ長を置くことができる。グループ長は、グループ内の意見調整等の取りまとめの作業を行う。

3 グループ長は、理事として本法人の経営責任を負う。

4 各グループは、活動に当たっては、代表理事及び事務局長との連絡を密にしなければならない。

5 各グループは、運営委員会の議事について、日時・開催方法・開催場所・出席者氏名・審議事項・議事経過の概要等を記載した議事次第及び、議事録を作成し、代表理事及び事務局長へ提出しなければならない。議事次第及び、議事録作成者は各グループで決定できる。

第11条 本法人の会員は、原則として、事前申出により、各グループの運営委員会へオブザーバー参加することができる。ただし、各グループは、参加制限を定めることができる。

第12条 地域における本法人の活動を具体的に担うために、各地域に支部を置くことができる。

2 各地域支部は、3名以上の参加者と規約（簡単で可）を必要とし、参加者名簿と規約を代表理事及び事務局長へ提出しなければならない。

3 各支部は、本法人4役へ、年度毎に参加者名簿及び、活動報告を行うものとする。

4 各支部の支部長は、本法人の運営委員であることを要件とする。

第5章 合同運営会議

第13条 各グループの協働を円滑にし、連携を密にするために、各グループの運営委員会を合同で開催する「合同運営会議」（「合同会議」と略す。）を設けることができる。

第14条 本法人の会員は、事前申出により、合同会議へオブザーバーとして参加できる。ただし、本法人役員及び運営委員以外は、合同会議の議決権を有しない。

第15条 合同会議は、その必要性が生じた場合、各グループ長と協議のうえ、代表理事が招集して開催する。代表理事は、開催日の5日前までに会員へ通知する。

第16条 合同会議の議事について、日時・開催方法・開催場所・出席者氏名・審議事項・議事経過の概要等を記載した議事録を作成しなければならない。議事録作成者は合同会議で選任する。

第6章 事務局

第17条 定款第20条の規定に基づき、本法人の事務を行うため、事務局を設ける。事務局は、代表理事及び理事会がこれを統括する。

2 事務局は、会員等の名簿管理、WEB管理（ホームページ）、情報発信（勉強会、フィールドワーク、会員ニュースなど）、諸連絡、資料準備、記録作成・保管、冊子作製等の事務及び、そ

の支援を行う。

3 代表理事は、理事会に諮って、事務局長及び事務局長補佐を任免する。

4 事務局長及び事務局長補佐は、事務局の業務を執行する。

5 事務局長及び、事務局長補佐の執行業務は、代表理事及び理事会の監督の下に行われるものとする。

第 18 条 事務局長、事務局長補佐及び事務局員の交通費及び関連業務の対価については、別途定める。

第 7 章 副代表理事

第 19 条 代表理事は、定款第 15 条の規定に基づき、非常時、長期不在などに備えて、理事の中から、副代表理事を任命することができる。副代表理事は、理事会、総会での承認を経て決定される。

第 20 条 副代表理事は、代表理事が不在の非常時には、他の理事と協働し、本法人の業務を代表して総理する。また、本法人のホームページを担当し、スムーズかつ魅力あるホームページの管理を行う。

第 21 条 副代表理事の交通費及び関連業務の対価については、別途定める。

第 8 章 監査役

第 22 条 監査役は、定款第 15 条の規定に基づき、本法人の会計監査、業務監査を行う。

2 会計監査は、監査役が年度末に、その年の本法人の会計のまとめを実施し、支払調書を作成し、監事の監査を受け、問題ないことの承認を得る。

3 業務監査は、監査役は、運営委員会、理事会、総会などの活動に参加する中で実施し、監査報告書を作成し、代表理事の監査を受け、問題のないことの承認を得る。

第 23 条 監査役の交通費及び関連業務の対価については、別途定める。

第 9 章 総会招集手続の補足

第 24 条 定款第 22 条、第 24 条及び第 26 条から第 30 条の各条にある正会員とは、総会の日までに、当該年度の年会費を納入する等を行った正会員のことをいう。

第 25 条 代表理事は、前条で規定した正会員に対して、定款第 25 条にある総会招集の通知を行うものとする。

第 10 章 理事会の議決手続の補足

第 26 条 定款第 28 条の規定に基づき、理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

2 前項の規定にかかわらず、第 7 条のアドバイザーの選任又は第 9 条 4 項の運営委員の承認に

関しては、理事の過半数による書面又は電磁的記録の同意により、アドバイザーの選任又は運営委員の承認の旨の理事会の決議があったものとみなすことができる。

第 11 章 雑則

第 27 条 本細則を変更しようとするときは、理事会の決議を経なければならない。

第 28 条 本細則のほか、定款第 56 条の規定に基づき、理事規則、会計規則（謝金・労務費・交通費等の経費支出等に関する規則）、情報管理規則（文書管理、個人情報保護等に関する規則）、その他の必要な規則を別途定めるものとする。

第 29 条 本細則のほか、理事規則、会計規則及び情報管理規則等に定めのない事務的業務（例えば、後援名義等の使用承認、行事の共催等の承認、専門紙誌等の購読、比較的高額な備品購入、寄付行為など）は、本法人 4 役が、協議してこれを行うものとする。

第 30 条 本法人へ要請があつて講師等の派遣を行った場合は、派遣された者は、事務費用として、特別の事由を除き謝金額の 2 割から 3 割程度を本法人へ納入しなければならない。納入金額、納入方法については、都度、代表理事と相談し決定する。

附 則

- 1 本細則は、2016 年 5 月 27 日から施行する。
- 2 本細則は、変更の日の 2017 年 6 月 5 日から施行する。
- 3 本細則は、変更の日の 2017 年 10 月 16 日から施行する。
- 4 本細則は、変更の日の 2018 年 3 月 23 日から施行する。
- 5 本細則は、変更の日の 2020 年 4 月 15 日から施行する。
- 6 本細則は、変更の日の 2020 年 8 月 13 日から施行する。
- 7 本細則は、変更の日の 2021 年 8 月 11 日から施行する。
- 8 本細則は、変更の日の 2021 年 12 月 7 日から施行する。
- 9 本細則は、変更の日の 2023 年 3 月 6 日から施行する。
- 10 本細則は、変更の日の 2023 年 5 月 16 日から施行する。
- 11 本細則は、変更の日の 2025 年 2 月 1 日から施行する。